

都市計画西時津地区計画を次のように決定する。

| | | |
|-----------------|--|--|
| 名 称 | 西時津地区計画 | |
| 位 置 | 時津町西時津郷地内 | |
| 面 積 | 約 13.4 ha | |
| 地区計画の目標 | <p>当地区は、時津町の東部に位置し、幹線道路である国道207号にアクセスする都市計画道路に隣接しており、計画的な市街地の形成と都市の健全な発展を図るため、土地地区画整理事業により、各種公共施設及び住宅地を主とした宅地の整備が行われている。</p> <p>そこで地区計画の策定により、ゆとりある良好な居住環境の保全と都市景観の向上を推進し、快適に生活できる住み良いまちづくりを目標とする。</p> | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区施設の整備の方針 | <p>地区内の道路、公園等については、土地地区画整理事業により、適正に配置し整備する。</p> |
| | 建築物の整備の方針 | <p>ゆとりある良好な居住環境の保全と都市景観の向上を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限等、建築物等についての必要な基準を設定し、規制誘導をおこなう。</p> |

| | | |
|--|----------------|--|
| 地 | 地区の名称 | 西時津地区計画 |
| | 地区の面積 | 約13.4ha |
| 区 建 築 物 等 に 関 連 す る 計 画 事 項 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 165㎡ |
| | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上、隣地境界線までは0.8m以上とする。ただし次の各号の一に該当する場合にあっては、この限りでない。 (1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの イ 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内の平屋物置 (2) 床面積の合計が50㎡以内の自動車車庫 |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | (1) 屋根及び外壁については、落ち着いた色彩とし、地区の環境に調和したものとする。 (2) 敷地内に設置する駐車場及び自動車車庫の構造、材料については、地区の環境に調和したものとする。 (3) 屋上の給水タンク等の設備類は、屋根又はこれらに類するもので覆うものとする。 |
| | かき又はさくの構造の制限 | 高さ50cmを超えるコンクリートブロック等の見通しが不可能な構造物を設置してはならない。 ただし、門扉及び門柱等の地上に設置されるもので、その保守、管理あるいは防災、防犯上やむを得ない場合は、この限りではない。 |
| 備 考 | | |

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、計画的な市街地の形成と都市の健全な発展を図るため、土地区画整理事業により、各種公共施設及び住宅地を主とした宅地の整備が行われている地区である。

そこで地区計画の策定により、良好な市街地環境を保全し、都市景観の向上に資することで、ゆとりある空間の中で快適に生活できる住み良いまちづくりを推進するものである。